

第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会 滋賀県開催準備委員会

第1回警備・消防専門委員会

会議資料



日時：令和2年（2020年）2月13日（木）15:00～16:30
会場：滋賀県危機管理センター災害対策室5・6

湖国の感動 未来へつなぐ



わたSHIGA 輝く国スポ・障スポ
第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会 2024



目次

1 委員名簿	-----	1
2 専門委員会設置規定 (R1.5.17改正)	-----	2
3 会議公開方針（案）	-----	6
4 滋賀県情報公開条例第6条	-----	8
5 傍聴要項（案）	-----	10
6 【国体・全スポーツ大会の概要および開催準備経過】		
(1) 国民スポーツ大会の概要	-----	11
(2) 全国障害者スポーツ大会の概要	-----	12
(3) 開催準備スケジュール	-----	13
(4) 委員会組織図 (R1.5.17現在)	-----	14
(5) 委員会構成図 (R1.5.17現在)	-----	15
(6) 開催基本方針 (R1.5.17改正)	-----	16
(7) 会場地内状況(配置図)	-----	18
(8) 会場地内定状況（全競技）	-----	19
(9) 国スポーツ総合開・閉会式、障スポーツ開・閉会式会場施設の整備	-----	24
7 【警備・消防関係】		
(1) 警備・消防防災業務の概要	-----	26
(2) 第74回国民体育大会における警備・消防防災業務の概要	-----	27
(3) 警備・消防専門委員会の主な審議事項およびスケジュール	-----	31
8 【審議事項】		
警備・消防防災基本方針（案）	-----	32
警備・消防防災基本方針(素案)にかかる意見照会の結果	-----	33

**第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会
滋賀県開催準備委員会 警備・消防専門委員会委員**

(順不同)

選出区分	機関・団体名および役職名	氏名
消防関係	滋賀県消防長会 会長	安井 達治
	彦根市消防本部警防課 課長	門西 吉則
警察関係	滋賀県警察本部警備部 参事官	藤本 博文
	滋賀県警察本部生活安全部 参事官	上内 保
市町関係	彦根市企画振興部国体準備室 室長	西田 康浩
県関係	滋賀県知事公室防災危機管理局 副局長	上田 勝彦
	滋賀県文化スポーツ部スポーツ課 課長	辻 瞳弘
	滋賀県健康医療福祉部障害福祉課 課長	酒見 浩

平成25年(2013年)10月31日
第1回常任委員会決定
最終改正:
令和元年(2019年)5月17日
第7回常任委員会一部改正

第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会 滋賀県開催準備委員会 専門委員会設置規程

(趣旨)

第1条 この規程は、第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会滋賀県開催準備委員会会則第13条第4項の規定に基づき、専門委員会の組織および運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(専門委員会の種類等)

第2条 専門委員会の種類ならびに常任委員会からの付託事項および委任事項は、別表のとおりとする。

(役員)

第3条 専門委員会に次の役員を置く。

- (1) 委員長 1名
- (2) 副委員長 1名

2 委員長および副委員長は、専門委員（以下「委員」という。）の互選により選出する。

3 委員長は、専門委員会を代表し、会務を総理する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、または委員長が欠けたときは、その職務を行う。

(会議)

第4条 専門委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

2 専門委員会は、委員の過半数の出席がなければ開会し、議決することはできない。

3 専門委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 専門委員会は、必要があるときは、委員以外の者の出席を求め、その意見または説明を聞くことができる。

(部会)

第5条 専門委員会は、運営上必要があるときは、部会を設けることができる。

2 部会の委員は、会長が委嘱する。

3 部会に関する事項は、委員長が定める。

(委任)

第6条 この規程に定めるもののほか、専門委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が会長の承認を得て別に定める。

附 則

この規程は、平成 25 年 10 月 31 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 26 年 5 月 26 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 27 年 8 月 31 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 29 年 7 月 31 日から施行する。

附 則

この規程は、令和元年 5 月 17 日から施行する。

別表 (第 2 条関係)

種類	付託事項	委任事項
総務企画専門委員会	<ol style="list-style-type: none">1 総合的な計画の立案に関すること。2 会場地（開・閉会式場および陸上競技会場を除く。）の選定に関すること。3 県ならびに会場地市町の業務分担および経費負担に関すること。4 競技施設の整備計画の立案に関すること。5 情報通信施設の整備計画の立案に関すること。6 他の専門委員会に属さない重要な事項に関すること。	<ol style="list-style-type: none">1 総合的な計画の推進に関すること。2 競技施設基準に関すること。3 競技施設の整備計画の推進に関すること。4 情報通信施設の整備計画の推進に関すること。5 文化プログラムに関すること。6 他の専門委員会に属さない事項（重要な事項を除く。）に関すること。
広報・県民運動専門委員会	<ol style="list-style-type: none">1 広報の基本的事項に関すること。2 県民運動の基本的事項に関すること。3 その他広報および県民運動に係る重要な事項に関すること。	<ol style="list-style-type: none">1 広報の実施に関すること。2 県民運動の推進に関すること。3 大会愛称・スローガン、マスコット等に関すること。4 その他広報および県民運動に係る事項に関すること。
競技運営専門委員会	<ol style="list-style-type: none">1 第 79 回国民スポーツ大会（以下「国スポ」という。）の競技運営に係る計画の立案に関すること。2 国スポの競技役員等の養成および編成に係る計画の立案に関すること。3 その他国スポの競技運営	<ol style="list-style-type: none">1 国スポの競技運営に係る計画の推進に関すること。2 国スポの競技役員等の養成および編成に係る計画の推進に関すること。3 国スポの競技用具の整備に関すること。4 国スポのリハーサル大会

	に係る重要な事項に関すること。	に関すること。 5 国スポの競技記録に関すること。 6 その他国スポの競技運営に係る事項に関すること。
全国障害者スポーツ大会専門委員会	1 第24回全国障害者スポーツ大会（以下「障スポ」という。）の競技運営に係る計画の立案に関すること。 2 その他障スポに係る重要な事項に関すること。（他の専門委員会の付託事項を除く。）	1 障スポの競技運営に係る計画の推進に関すること。 2 その他障スポに関すること。（他の専門委員会の委任事項を除く。）
宿泊・衛生専門委員会	1 宿泊の基本的事項に関すること。 2 医事・衛生の基本的事項に関すること。 3 その他宿泊および医事・衛生に係る重要な事項に関すること。	1 宿泊業務に関すること。 2 標準献立および食品調達に関すること。 3 医療救護および防疫に関すること。 4 食品衛生および環境衛生に関すること。 5 馬事衛生に関すること。 6 その他宿泊および医事衛生に関すること。
輸送・交通専門委員会	1 輸送および交通の基本的事項に関すること。 2 その他輸送および交通に係る重要な事項に関すること。	1 全国輸送に関すること。 2 総合開・閉会式の輸送に関すること。 3 競技会場地の輸送に関すること。 4 その他輸送および交通に関すること。
式典・会場専門委員会	1 式典および開・閉会式会場の基本的事項に関すること。 2 その他式典および開・閉会式会場に係る重要な事項に関すること。	1 開・閉会式の企画および運営に関すること。 2 式典音楽に関すること。 3 式典演技に関すること。 4 大会旗および炬火イベントに関すること。 5 開・閉会式会場の管理に関すること。 6 その他式典および開・閉会式会場に関すること。

警備・消防専門委員会	1 警備および消防防災の基本的事項に関すること。 2 その他警備および消防防災に係る重要な事項に関すること。	1 開・閉会式会場の警備および消防防災に関すること。 2 その他警備および消防防災に関すること。
------------	---	---

第 79 回国民スポーツ大会・第 24 回全国障害者スポーツ大会

滋賀県開催準備委員会

警備・消防専門委員会 会議公開方針（案）

第 1 趣旨

この方針は、第 79 回国民スポーツ大会・第 24 回全国障害者スポーツ大会滋賀県開催準備委員会警備・消防専門委員会（以下「専門委員会」という。）の会議の公開について必要な事項を定めるものとする。

第 2 会議の公開・非公開の取扱

- 1 専門委員会の会議は、原則として公開するものとする。
- 2 次のいずれかの場合にあっては、委員長が専門委員会に諮って会議を非公開とすることができる。
 - (1) 滋賀県情報公開条例第 6 条各号に掲げる情報に該当すると認められる事項に準じる事項を審議する場合
 - (2) 会議を公開することにより、公正かつ円滑な議事運営に支障が生じるおそれがあると認められる場合

第 3 会議の開催の通知

専門委員会は、公開の会議を開催する場合（議題の一部について公開する場合を含む。）は、事務局においてあらかじめ次の事項を記載した会議開催案内を作成し、会議開催当日の 1 週間前まで（緊急に会議を開催する必要が生じたときは、前日まで）にインターネット上の滋賀県ホームページへの掲載により県民に周知するとともに、報道機関に資料提供を行うものとする。

- ア 開催日時
- イ 開催場所
- ウ 議題
- エ 傍聴者の定員
- オ 傍聴の手続
- カ 議事録等の公表の時期および方法
- キ 問い合わせ先

第4 公開の方法等

専門委員会の会議の公開の方法は、会議の傍聴および会議結果の公表の方法により行うものとする。

1 会議の傍聴

(1) 会議の傍聴については、傍聴希望者（報道関係者を除く。）の内から委員長が傍聴を許可する。

なお、報道関係者には、公開する会議の取材を認めるものとする。

また、会議の全部を非公開とする場合にあっても、議事に入るまでの間の報道関者の取材は認めるものとする。

(2) 傍聴者の定員は、10名とする。

ただし、会議場の都合等でやむを得ない理由がある場合には、10名未満の数とすることができる。

(3) 前2項の規定にかかわらず、委員長が特に認める者は、会議を傍聴することができる。

(4) 会議の一部を非公開とする場合、委員長は当該非公開議題の議事に先立ち、傍聴および報道関係者へ会場からの退席を指示するものとする。

(5) 傍聴者は、抽選により決定する。

ただし、会議の開会時刻の20分前までに傍聴を希望した者が定員に満たない場合は、会議の開会時刻まで定員内で先着順により決定する。

(6) 委員長は、公開の会議の秩序を維持するため、必要な定めをすることができる。

2 会議結果の公表

公開した会議の結果については、事務局において議事録（非公開の議題については、会議要録）を作成し、原則として1か月以内に滋賀県ホームページへの掲載による情報提供に努めるものとする。

ただし、個人名等公開することが不適当と認められる事項について公開しないこととすることができます。

第5 その他

本方針に定めのない事項は、委員長が専門委員会の意見を聴いて必要な都度定めるものとする。

滋賀県情報公開条例 第6条

実施機関は、公開請求があったときは、公開請求に係る公文書に次の各号に掲げる情報(以下「非公開情報」という。)のいずれかが記録されている場合を除き、公開請求者に対し、当該公文書を公開しなければならない。

(1) 個人に関する情報(事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。)であって、特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)または特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

ア 法令もしくは条例(以下「法令等」という。)の規定によりまたは慣行として公にされ、または公にすることが予定されている情報

イ 人の生命、健康、生活または財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報

ウ 当該個人が公務員等(国家公務員法(昭和 22 年法律第 120 号)第 2 条第 1 項に規定する国家公務員(独立行政法人通則法(平成 11 年法律第 103 号)第 2 条第 4 項に規定する行政執行法人の役員および職員を除く。)、独立行政法人等(独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律(平成 13 年法律第 140 号)第 2 条第 1 項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。)の役員および職員、地方公務員法(昭和 25 年法律第 261 号)第 2 条に規定する地方公務員ならびに地方独立行政法人の役員および職員をいう。)である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職および当該職務遂行の内容に係る部分

(2) 法人その他の団体(国、独立行政法人等、地方公共団体および地方独立行政法人を除く。以下「法人等」という。)に関する情報または事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、次に掲げるもの。ただし、人の生命、健康、生活または財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報を除く。

ア 公にすることにより、当該法人等または当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの

イ 実施機関の要請を受けて、公にしないとの条件で任意に提供されたものであって、法人等または個人における通例として公にしないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの

参 考

- (3) 公にすることにより、犯罪の予防、鎮圧または捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由がある情報
- (4) 法令等の規定により、または法律もしくはこれに基づく政令の規定による指示(地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 245 条第 1 号へに規定する指示その他これに類する行為をいう。)により明らかに公にすることができない情報
- (5) 県の機関ならびに国、独立行政法人等、他の地方公共団体および地方独立行政法人の内部または相互間における審議、検討または協議に関する情報であって、公にすることにより、率直な意見の交換もしくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に県民等の間に混乱を生じさせるおそれまたは特定の者に不当に利益を与え、もしくは不利益を及ぼすおそれがあるものの
- (6) 県の機関または国、独立行政法人等、他の地方公共団体もしくは地方独立行政法人が行う事務または事業に関する情報であって、公にすることにより、次に掲げるおそれその他当該事務または事業の性質上、当該事務または事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの
 - ア 監査、検査、取締りまたは試験に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれまたは違法もしくは不当な行為を容易にし、もしくはその発見を困難にするおそれ
 - イ 契約、交渉または争訟に係る事務に関し、県、国、独立行政法人等、他の地方公共団体または地方独立行政法人の財産上の利益または当事者としての地位を不当に害するおそれ
 - ウ 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ
 - エ 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ
 - オ 県、国もしくは他の地方公共団体が経営する企業、独立行政法人等または地方独立行政法人に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ

(一部改正〔平成 14 年条例 45 号・15 年 18 号・18 年 11 号・19 年 34 号・26 年 66 号〕)

傍聴要領（案）

警備・消防専門委員会

警備・消防専門委員会の会議を傍聴される方は、次の事項を遵守してください。

1 傍聴する場合の手続

- (1) 警備・消防専門委員会の会議の傍聴を希望される方は、会議の開会時刻の20分前に、会場に設置する受付にお越しください。受付で住所と氏名のご記入をお願いします。
- (2) (1)により傍聴を希望する者が定員を超えたときは、抽選により傍聴許可者を決定します。
- (3) (1)により傍聴を希望する者が定員に満たない場合は、定員を満たすまで先着順で傍聴を許可します。ただし、会議の開会時刻以降の傍聴許可はいたしません。
- (4) 傍聴の許可を受けた方は、係員の指示に従って、会議の会場へ入場し、所定の席に着席してください。
- (5) 前各号の規定にかかわらず、委員長が特に認める者は、会議を傍聴することができます。

2 傍聴する際の遵守事項

会議の傍聴に際しては、次の事項を遵守してください。

- (1) 会議の開催中は、静かに傍聴すること。拍手その他の方法により賛成、反対等の意向を表明しないこと。
- (2) 飲食、喫煙等をしないこと。
- (3) 委員長が認めた場合以外は、写真撮影、録画、録音等を行わないこと。
- (4) その他会場の秩序を乱したり、会議の支障となる行為をしないこと。
- (5) 非公開となる議題の前に指示があったときは、すみやかに会場外へ退出すること。

3 会議の秩序の維持

- (1) 2の事項を遵守するほか、会場内では、係員の指示に従ってください。
- (2) 遵守事項に違反した場合には、注意を促します。なお、注意に従わないときは、退席していただくことがあります。

4 その他

不明な点があれば、係員にお問い合わせください。

說明・報告事項

国民スポーツ大会の概要

1 目的

大会は、広く国民の間にスポーツを普及し、スポーツ精神を高揚して国民の健康増進と体力の向上を図り、併せて地方スポーツの振興と地方文化の発展に寄与するとともに、国民生活を明るく豊かにしようとするものである。

2 大会名称

現在、「国民体育大会（国体）」の名称で開催されているが、平成30年6月のスポーツ基本法の改正に伴い、令和5年(2023年)大会以降、「国民スポーツ大会(国スポ)」に名称が変更される。

3 性格

大会は、国民の各層を対象とする体育・スポーツの祭典である。

4 主催

大会の主催者は、公益財団法人日本スポーツ協会（以下「日本スポーツ協会」という。）、文部科学省および開催地都道府県（以下「開催県」という。）とし、各競技会については日本スポーツ協会加盟競技団体および会場地市町村を含めたものとする。

5 開催時期・会期

9月中旬～10月中旬の11日間以内

※大会会期は、開催3年前に日本スポーツ協会が開催県と協議して決定する。

6 実施予定競技

滋賀県で開催する第79回国民スポーツ大会における実施競技については、下記のとおり。

<正式競技> (37競技)

●毎年実施競技 (36競技)

陸上競技、水泳、サッカー、テニス、ボート、ホッケー、バレーボール、体操、バスケットボール、レスリング、セーリング、ウェイトリフティング、ハンドボール、自転車、ソフトテニス、卓球、軟式野球、相撲、馬術、フェンシング、柔道、ソフトボール、バドミントン、弓道、ライフル射撃、剣道、ラグビーフットボール、スポーツクライミング、カヌー、アーチェリー、空手道、銃剣道、なぎなた、ボウリング、ゴルフ、トライアスロン

●隔年実施競技 (1競技)

ボクシング *クレー射撃 (滋賀県未実施)

<特別競技> (1競技)

高等学校野球 (硬式および軟式)

<公開競技> (7競技)

綱引、武術太極拳、パワーリフティング、ゲートボール、グラウンド・ゴルフ、バウンドテニス、エアロビック

<デモンストレーションスポーツ> (開催県民を対象に開催県にて種目決定)

(R1いばらき国体の一例)

アームレスリング、ユニカール、ペタンク、ビーチハンドボール、パークゴルフ等

全国障害者スポーツ大会の概要

1 目的

障害のある選手が、障害者スポーツの全国的な祭典であるこの大会に参加し、競技等を通じ、スポーツの楽しさを体験するとともに、国民の障害に対する理解を深め、障害者の社会参加の推進に寄与することを目的とする。

2 主催

全国大会の主催者は、文部科学省、公益財団法人日本障がい者スポーツ協会（以下「スポーツ協会」という。）ならびに開催地都道府県・指定都市および開催地市町村とし、必要に応じてその他の関係団体を加えることができる。なお、開催地における主催者を総称して「開催地主催者」とし、その開催地主催者の代表は、都道府県とする。

3 大会開催の基本方針

- (1) 全国大会は、毎年1回開催し、各都道府県の持ち回りとする。
- (2) 全国大会は、毎年実施される国民スポーツ大会（本大会）の直後を原則として、当該都道府県において3日間で開催する。
- (3) 全国大会における競技運営は、公益財団法人日本スポーツ協会に加盟する開催地都道府県の関係競技団体等が主管する。
- (4) 全国大会における実施競技・種目は別途定める「全国障害者スポーツ大会競技規則」（以下「競技規則」という。）による。
- (5) 全国大会における競技施設は、原則として、国民スポーツ大会（本大会）の会場を使用する。

4 開催時期の決定

開催時期は、開催地主催者が開催の概ね3年前までに、主催者と協議のうえ決定する。

5 実施競技

実施競技は、競技規則に定められた個人競技および団体競技とし、団体競技は都道府県・指定都市対抗とする。

なお、競技規則に定められていない競技・種目であっても、広く障害者の間にスポーツを普及する観点から有効と認められるものについては、あらかじめ主催者間で協議のうえ「オープン競技」として実施することができる。

<正式競技> (14競技)

[個人競技] 7競技

陸上競技(身、知)、水泳(身、知)、アーチェリー(身)、卓球(身、知、精)・サウンドテーブルテニス(身)、フライングディスク(身、知)、ボウリング(知)、ボッチャ(身)

※ボッチャは2021三重から追加

[団体競技] 7競技

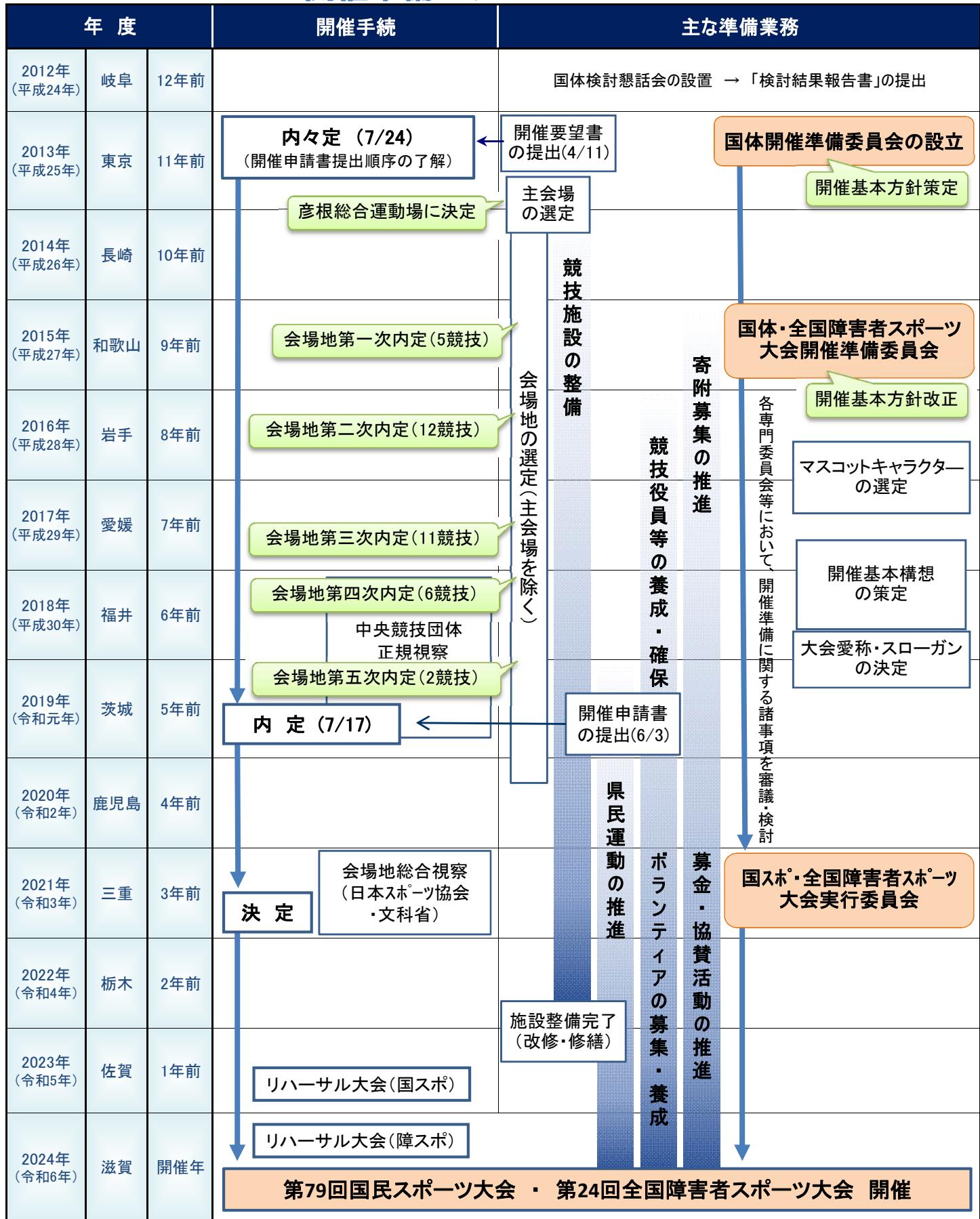
バスケットボール(知)、車いすバスケットボール(身)、ソフトボール(知)、グランドソフトボール(身)、フットベースボール(知)、バレーボール(身、知、精)、サッカー(知)

<オープン競技> (開催県と日本障がい者スポーツ協会および文部科学省の協議で決定)

(例：ふくい大会) 卓球バレー(身、知、精)、車いすテニス(身)、ゲートボール(身)

第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会

開催準備スケジュール



第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会 滋賀県開催準備委員会 組織図

(令和元年5月17日現在)

事務局: 県文化スポーツ部国スポ・障スボ大会課

総 会

- 各年度の事業計画・予算、事業報告・決算等の審議
- 常任委員会への委任事項の決定
- 大会開催基本方針の決定
- 特別委員会の設置

【年1回開催】

委 任

報 告

報告・
提言等

常 任 委 員 会

- 総会からの委任事項(各基本方針や計画等)の審議・決定
- 専門委員会の設置、委任・付託事項の決定

特 別 委 員 会

【必要に応じ開催】

子ども・若者 参画
(ジュニア・ユース チーム)

H 25
設 置

- 子ども・若者の視点や考え方を反映
- 調査、提言等

専 門 委 員 会

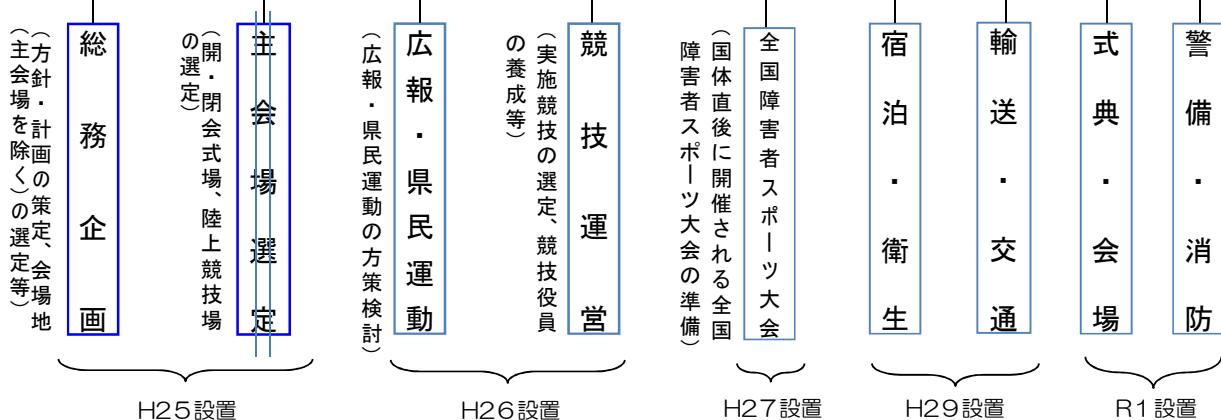
- 常任委員会からの付託事項の審議・(案)の策定
- 常任委員会からの委任事項の審議・決定

【年数回開催】

募金・協賛推進

H 26
設 置

- 募金・協賛の推進



総 会	会長 (知事)、 副会長9名 (県議会議長、副知事、県スポーツ協会会长、県障害者スポーツ協会会长、県教育委員会教育長、市長会会长、町村会会长、滋賀経済団体連合会会长)、 顧問6名 (県選出国會議員)、 参与56名 (県議会議員、県教育委員会委員、報道各社代表)、 委員265名 (各市町長、各市町議会議長、各関係機関・団体の長、県部長級職員、県警本部長等)、 監事3名 (県会計管理者、市町会計管理者の代表) 合計 340名
常 任 委 員 会	委員長 (会長)、 副委員長9名 (副会長)、 常任委員73名 (県議会副議長・関係委員会委員長、各市町長、主要機関・団体の長) 合計 83名
子ども・若者参画特別委員会	県内の子ども・若者から公募等により選任
募金・協賛推進特別委員会	経済・社会分野、スポーツ分野等から選任
各専門委員会	各々の設置目的に応じ選任

第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会滋賀県開催準備委員会 構成図

令和元年5月17日現在

会長（1名） 知事	副会長（9名） 県議会議長、副知事、(公財)滋賀県スポーツ協会会长、県障害者スポーツ协会会长、県教育委員会教育長、市長会会长、町村会会长、滋賀経済団体連合会会长
顧問（6名） 県選出国会議員	参与（58名） 県議会議員(副会長・委員以外)、県教育委員会委員(副会長・委員以外)、報道各社代表
委員（265名） ※○は常任委員(74名) ※委員总数としては、委員のうちから選任された副会長9名を含めた274名	
県議会関係（7名）	
○ 副議長 ○ 教育・文化スポーツ常任委員会委員長 " 副委員長 ○ 国民スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会対策特別委員会 委員長 " 副委員長 スポーツ振興議員連盟 代表 " 副代表	学校関係（20名） 滋賀県私立幼稚園協会会长 滋賀県国公立幼稚園・こども園長会会长 ○ 滋賀県小学校長会会长 ○ 滋賀県中学校長会会长 ○ 滋賀県高等学校長協会会长 ○ 滋賀県私立中学高等学校連合会会长 ○ 滋賀県特別支援学校長会会长 滋賀県専修学校各種学校連合会会长 県内各大学(12大学)学長
県関係（17名）	
○ 各部長等 ○ 警察本部長 公営企業管理者等 ○ スポーツ推進審議会会长	産業・経済関係（19名） 滋賀県商工会議所連合会会长 ○ 滋賀県商工会連合会会长 ○ 滋賀県中小企業団体中央会会长 ○ 滋賀経済同友会代表幹事 ○ (一社)滋賀経済産業協会会长 ○ (公社)びわこビジターズピューロー会長 日本労働組合総連合会滋賀県連合会会长 滋賀県労働組合総連合議長 滋賀県農業協同組合中央会会长 滋賀県漁業協同組合連合会代表理事会長 滋賀県森林組合連合会代表理事会長 滋賀県生活協同組合連合会会长 (公社)滋賀県建設産業団体連合会会长 (一社)滋賀県銀行協会会长 滋賀県信用金庫協会会长 滋賀県信用組合協会会长 関西電力(株)執行役員滋賀支店長 大阪ガス(株)滋賀地区支配人 (一社)滋賀県LPガス協会会长
市町関係（21名）	
○ 各市町長(副会長以外) ○ 都市教育委員会連絡協議会会长 ○ 町村教育委員会連絡協議会会长 ○ 都市教育長会会长 ○ 町村教育長会会长	通信・運輸・交通関係（15名） 西日本電信電話(株)滋賀支店長 (株)NTTドコモ関西支社滋賀支店長 KDDI(株)理事 関西総支社長 ソフトバンク株式会社CSR統括部地域CSR部参与 西日本旅客鉄道(株)執行役員近畿統括本部京都支社長 近江鉄道(株)代表取締役社長 京阪電気鉄道(株)執行役員大津鉄道部長 信楽高原鐵道(株)代表取締役社長 西日本高速道路(株)執行役員関西支社長 中日本高速道路(株)執行役員名古屋支社長 ○ (一社)滋賀県バス協会会长 (一社)滋賀県タクシー協会会长 (一社)滋賀県トラック協会会长 滋賀県旅客船協会会长 (公財)滋賀県交通安全協会会长
市町議会関係（19名）	
○ 市議会議長会会长 ○ 町村議会議長会会长 各市町議会議長(上記以外)	
国関係（4名）	
近畿運輸局滋賀運輸支局長 近畿地方整備局滋賀国道事務所長 近畿地方整備局琵琶湖河川事務所長 自衛隊滋賀地方協力本部長	
宿泊・観光・衛生関係（5名）	
	(一社)滋賀県旅行業協会会长 滋賀県旅館ホテル生活衛生同業組合理事長 (一社)滋賀県食品衛生協会会长 (公社)滋賀県栄養士会会长 (一社)滋賀県調理師会会长
監事（3名）	
	県会計管理者 市会計管理者代表 町会計管理者代表
計 342名	

平成25年(2013年)10月31日
第1回総会決定
平成27年(2015年)8月31日
第3回総会改正
令和元年(2019年)5月17日
第7回総会改正

第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会 開催基本方針

1 基本方針

滋賀県は、我が国最大の湖である琵琶湖をはじめとする豊かな自然環境や、古くから交通の要衝として栄えてきた歴史を有するとともに、先人が人と人、人と自然のつながりの中で育んできた文化が今も脈々と息づいています。

この地で令和6年(2024年)に開催する第79回国民スポーツ大会および第24回全国障害者スポーツ大会は、次代を担う人育てや、活力に満ちた真心通い合う郷土づくり、全国から滋賀を訪れる多くの人との交流の絶好の機会として、年齢、性別、障害のあるなしを問わず、県民の皆さんのがんばりの総参加により、夢や感動、連帯感を共有できる大会とすることを目指します。

大会の開催を契機として、県民の皆さんのがんばり一層身近にスポーツを楽しむことのできる環境をつくり、健康・体力の保持増進と競技力の向上を図るとともに、障害に対する理解を深め、障害のある人の社会参加を進めます。

併せて、福祉、教育、観光および経済への総合的かつ複合的な効果を通して、ふるさと滋賀の活力を更に高め、将来にわたり持続可能な共生社会の実現につなげてまいります。

2 実施目標

(1) 滋賀をスポーツで元気にする大会

県民の皆さんのがんばり日常的にスポーツを「する」「みる」「支える」ことのできる環境づくりに取り組むとともに、生涯にわたり心身ともに健康で活力ある生活を送ることができるよう、健康づくりへの関心を高め、行動につなげるきっかけとします。

(2) 滋賀の若者や女性が主体的に関わる大会

若者や女性の、大会に向けた準備や大会運営への主体的な参画を図るとともに、心身ともにたくましく思いやりの心を持った子どもの育ちや、女性がより一層スポーツに親しむことのできる環境づくりにつなげます。

(3) 県民総参加でつくり、「滋賀の力」を伸ばす大会

県、市町をはじめ、関係機関・団体、大学や企業との緊密な連携のもと、多様な人、多様な主体との協働を通じた創意工夫による大会準備・運営を行うとともに、滋賀の持つ「人の力」「地と知の力」を伸ばします。

(4) 滋賀の魅力を再発見し、地域の活性化やビジネスにつなげる大会

環境へのこだわりや歴史・文化・自然など多様な滋賀の魅力を県民自らが見つめなおし、全国に発信するとともに、大会準備や運営、「おもてなし」の経験をもとに、将来につながるビジネスへの展開など、地域経済の活性化を図ります。

(5) 滋賀の子が、滋賀で育ち、滋賀で活躍する大会

大会を契機として、滋賀の地で選手が育ち、その選手が指導者となって次の世代を育てるなど、滋賀のスポーツの発展を支える好循環の形成に努めるとともに、次代を担う子どもが夢を育み、実現することのできる環境づくりを目指します。

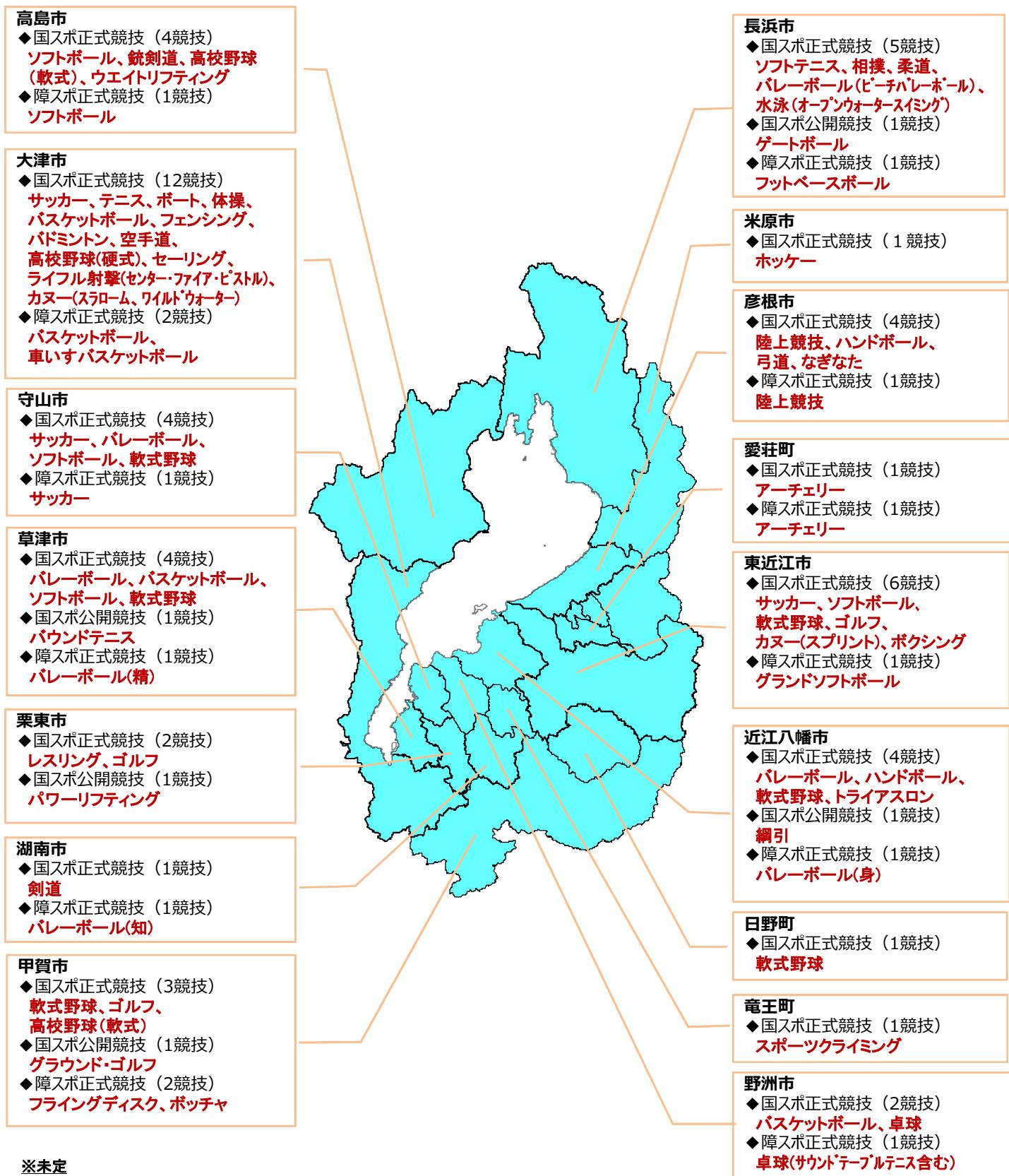
(6) 滋賀の未来に負担を残さない大会

既存施設の有効活用や、大会運営の簡素化・効率化を徹底するとともに、施設整備が必要な場合は、環境に最大限配慮し、大会終了後の持続的な活用が可能で、かつ、防災等多目的に使用できる、誰もが使いやすい施設としての整備を目指します。

(7) すべての人がともに支え合う滋賀を目指す大会

障害のある人が主体的に大会に参画することや、障害の程度にかかわらず日常的にスポーツに親しむ環境を整えることで自己実現の機会を拡げるとともに、障害のある人もない人もみんなでスポーツを楽しむことを通じて、人と人との絆を育み、障害への理解を深め、ともに支え合う社会を築きます。

第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会 会場地市町内定配置図



※未定

国スポ正式競技7競技…水泳（競泳、飛込、水球、アーティスティックスイミング）、体操（トランポリン）、自転車馬術、ライフル射撃（センター・ファイア・ピストル以外）、ラグビーフットボール、ボウリング
国スポ公開競技2競技…武術太極拳、エアロビック
障スポ正式競技2競技…水泳、ボウリング

第79回国民スポーツ大会 正式競技 競技会場地の内定状況

○内定済み(第一次～第五次) … 34競技(正式競技33、特別競技1)

○未定 … 7競技(水泳(競泳・飛込・水球・アーティスティックスイミング)、体操(トランポリン)、自転車、馬術、ライフル射撃(CP以外)、ラグビーフットボール、ボウリング)

No	競技名	第79回国体 会場地				(参考) びわこ国体会場地
		内定時期	市町名	施設名	種別	
1	陸上競技	H26.5.26	彦根市	(仮称)彦根総合運動公園陸上競技場	全種別	大津市
2	水泳	競泳				彦根市
		飛込				彦根市
		水球				長浜市
		アーティスティックスイミング				—
		オープンウォータースイミング	⑤R元.5.17	長浜市	長浜市南浜町地先特設会場	全種別
3	サッカー	②H28.8.3	東近江市	布引運動公園陸上競技場 京セラ株式会社滋賀八日市工場 総合グラウンド	成年男	水口町、甲西町
			大津市	皇子山総合運動公園陸上競技場 伊香立公園芝生グラウンド びわこ成蹊スポーツ大学陸上 フィールド	少年女	
			守山市	野洲川歴史公園サッカーフィールド (ビッグレイク)	少年男	
4	テニス	②H28.8.3	大津市	大石緑地スポーツ村テニスコート	全種別	彦根市
5	ボート	②H28.8.3	大津市	滋賀県立琵琶湖漕艇場	全種別	大津市
6	ホッケー	③H29.7.31	米原市	県立伊吹運動場、米原市伊吹第1グラウンド	全種別	伊吹町
7	ボクシング	④H30.5.21	東近江市	東近江市能登川スポーツセンター体育館	全種別	能登川町
8	バレー ボール	6人制	草津市	草津市立総合体育館 YMITアリーナ (くさつシティアリーナ)	成年男 成年女	近江八幡市、守山市
			近江八幡市	近江八幡市立運動公園体育館	少年男	
			守山市	守山市民体育館	少年女	
		ビーチバレーボール	⑤R元.5.17	長浜市	長浜市南浜町地先特設会場	全種別
9	体操	競技	②H28.8.3	大津市	新県立体育館	全種別
		新体操	②H28.8.3	大津市	新県立体育館	少年女
		トランポリン				—

No	競技名	第79回国体 会場地				(参考) びわこ国体会場地
		内定時期	市町名	施設名	種別	市町村名
10	バスケットボール	②H28.8.3	大津市	新県立体育館	成年男 少年男	大津市
			野洲市	野洲市総合体育館	成年女	
			草津市	YMITアリーナ (くさつシティアリーナ)	少年女	
11	レスリング	②H28.8.3	栗東市	栗東市民体育館	全種別	甲賀町、信楽町
12	セーリング	④H30.5.21	大津市	大津市柳が崎特設セーリング会場	全種別	大津市
13	ウエイトリフティング	④H30.5.21	高島市	県立安曇川高等学校体育館	全種別	安曇川町
14	ハンドボール	③H29.7.31 R元.5.17変更	彦根市	(仮称)彦根市新市民体育センター 彦総グリーンアリーナ (彦根総合高等学校体育館)	成年男 成年女 少年女	彦根市
			近江八幡市	近江八幡市立運動公園体育館 あづちマリエート	少年男 少年女	
15	自転車	トラック				大津市
		ロード				八日市市、蒲生町、日野町、 永源寺町、愛東町、湖東町
16	ソフトテニス	①H27.8.31	長浜市	長浜市民庭球場	全種別	長浜市
17	卓球	②H28.8.3	野洲市	野洲市総合体育館	全種別	草津市
18	軟式野球	③H29.7.31	近江八幡市	近江八幡市立運動公園野球場	成年男	近江八幡市、守山市
			草津市	草津グリーンスタジアム		
			守山市	守山市民球場		
			甲賀市	甲賀市民スタジアム		
			東近江市	ひばり公園湖東スタジアム		
			日野町	大谷公園野球場		
19	相撲	①H27.8.31	長浜市	長浜バイオ大学ドーム (滋賀県立長浜ドーム)	全種別	日野町
20	馬術					栗東町
21	柔道	②H28.8.3	長浜市	木之本運動広場体育館	全種別	木之本町
22	ソフトボール	②H28.8.3	東近江市	布引運動公園多目的グラウンド	成年男	草津市、八日市市
			高島市	今津総合運動公園第2グラウンド	成年女	
			草津市	野村公園グラウンド	少年男	
			守山市	守山市民運動公園ソフトボール場・ 市民スポーツ広場	少年女	
23	フェンシング	③H29.7.31	大津市	ウカルちゃんアリーナ (滋賀県立体育館)	全種別	五個荘町
24	バドミントン	②H28.8.3	大津市	新県立体育館	全種別	大津市

No	競技名	第79回国体 会場地				(参考) びわこ国体会場地	
		内定時期	市町名	施設名	種別	市町村名	
25	弓道	③H29.7.31	彦根市	(仮称)彦根市新市民体育センター	全種別	長浜市	
26	ライフル 射撃	センター・ファイア・ピストル	④H30.5.21	大津市	滋賀県警察学校射撃場	全種別	大津市
		センター・ファイア・ピストル以外					
27	剣道	①H27.8.31	湖南市	湖南市総合体育館	全種別	今津町	
28	スポーツ クライミ ング	リード ボルダリング	③H29.7.31	竜王町	竜王町総合運動公園	全種別	高島町、志賀町、 朽木村
29	ラグビーフットボール						野洲町
30	カヌー	スプリント	③H29.7.31	東近江市	東近江市能登川水車とカヌーランド	全種別	大津市
		スラローム ワイルドウォーター	④H30.5.21	大津市	瀬田川特設カヌー会場	全種別	
31	アーチェリー	①H27.8.31	愛荘町	愛荘町スポーツセンター 秦荘グラウンド	全種別	秦荘町	
32	空手道	②H28.8.3	大津市	ウカルちゃんアリーナ (滋賀県立体育館)	全種別	湖東町	
33	銃剣道	③H29.7.31	高島市	新旭体育館	全種別	今津町	
34	なぎなた	③H29.7.31	彦根市	パナソニック株式会社アプライア ンス社彦根工場多目的ホール	全種別	—	
35	ボウリング					—	
36	ゴルフ	③H29.7.31	栗東市	琵琶湖カントリー倶楽部	成年男	—	
			甲賀市	ベアズパウ ジャパン カントリー クラブ	少年男		
			東近江市	名神八日市カントリー倶楽部	女子		
37	トライアスロン	④H30.5.21	近江八幡市	近江八幡市特設トライアスロン会場	全種別	—	
38	高等学校 野球	硬式	①H27.8.31	大津市	皇子山総合運動公園野球場	—	大津市
		軟式	③H29.7.31	甲賀市	甲賀市民スタジアム	—	彦根市
				高島市	今津スタジアム		

注) 1 開催予定施設は、現時点で競技を開催できる能力を有する施設として判断したものであり、今後、中央競技団体視察の結果等により、会場の追加・変更等が生じる場合がある。

第79回国民スポーツ大会 公開競技会場地の内定状況について

○第一次内定予定 …… 5競技
(5月17日予定)

No	競技名	第79回国spo 会場地				(参考) びわこ国体会場地
		内定時期	市町名	施設名	種別	
1	綱引	R元.5.17予定	近江八幡市	近江八幡市立運動公園体育館	全種別	
2	ゲートボール	R元.5.17予定	長浜市	長浜バイオ大学ドーム (滋賀県立長浜ドーム)	全種別	
3	武術太極拳					
4	パワーリフティング	R元.5.17予定	栗東市	栗東市民体育館	全種別	
5	グラウンド・ゴルフ	R元.5.17予定	甲賀市	甲賀市水口スポーツの森	全種別	
6	バウンドテニス	R元.5.17予定	草津市	YMITアリーナ (くさつシティアリーナ)	全種別	
7	エアロビック					

注) 1 開催予定施設は、現時点で競技を開催できる能力を有する施設として判断したものであり、今後、会場の追加・変更等が生じる場合がある。

第79回国民スポーツ大会 公開競技会場地の内定状況について

○内定済み(第一次) …… 5競技

○未定 …… 2競技(武術太極拳、エアロビック)

No	競技名	第79回国spo 会場地				(参考) びわこ国体会場地
		内定時期	市町名	施設名	種別	
1	綱引	R元.5.17	近江八幡市	近江八幡市立運動公園体育館	全種別	
2	ゲートボール	R元.5.17	長浜市	長浜バイオ大学ドーム (滋賀県立長浜ドーム)	全種別	
3	武術太極拳					
4	パワーリフティング	R元.5.17	栗東市	栗東市民体育館	全種別	
5	グラウンド・ゴルフ	R元.5.17	甲賀市	甲賀市水口スポーツの森	全種別	
6	バウンドテニス	R元.5.17	草津市	YMITアリーナ (くさつシティアリーナ)	全種別	
7	エアロビック					

注) 1 開催予定施設は、現時点で競技を開催できる能力を有する施設として判断したものであり、今後、会場の追加・変更等が生じる場合がある。

第24回全国障害者スポーツ大会 会場地の内定状況について

○内定済み(第一次) …… 12競技

○未定 …… 2競技(水泳、ボウリング)

No	競技名	第24回障スロ 会場地				(参考) びわこ国体会場地
		内定時期	市町名	施設名	障害区分	
1	開閉会式、陸上競技	R元.5.17	彦根市	(仮称)彦根総合運動公園陸上競技場	身・知	
2	アーチェリー	R元.5.17	愛荘町	愛荘町スポーツセンター秦荘グラウンド	身	
3	卓球 (サウンドテーブルテニスを含む)	R元.5.17	野洲市	野洲市総合体育館	身・知・精	
4	フライングディスク	R元.5.17	甲賀市	甲賀市水口スポーツの森	身・知	
5	ボッチャ	R元.5.17	甲賀市	新水口体育館	身	
6	バスケットボール	R元.5.17	大津市	新県立体育館	知	
7	車いすバスケットボール	R元.5.17	大津市	新県立体育館	身	
8	ソフトボール	R元.5.17	高島市	高島市今津総合運動公園第2グラウンド	知	
9	グランドソフトボール	R元.5.17	東近江市	東近江市布引運動公園多目的グラウンド	身	
10	バレーボール	R元.5.17	近江八幡市	近江八幡市立運動公園体育館	身	
		R元.5.17	湖南市	湖南市総合体育館	知	
		R元.5.17	草津市	草津市立総合体育館	精	
11	サッカー	R元.5.17	守山市	野洲川歴史公園サッカー場 (ビッグレイク)	知	
12	フットベースボール	R元.5.17	長浜市	長浜バイオ大学ドーム (滋賀県立長浜ドーム)	知	
13	水泳				身・知	
14	ボウリング				知	

注) 1 開催予定施設は、現時点で競技を開催できる能力を有する施設として判断したものであり、今後、会場の追加・変更等が生じる場合がある。

第79回国スポ総合開・閉会式、第24回障スポ開・閉会式会場施設の整備について

1. 施設整備の概要

(1) 名称 (仮称) 彦根総合運動場

(2) 所在地 彦根市松原町 3028



(3) 整備概要

①第1種陸上競技場

トラック : 400m × 9 レーン、全天候型舗装

収容人員 : 約 15,000 人

②第3種陸上競技場

③野球場 (存置)



イメージ

2. 整備スケジュール

(1) 第1種陸上競技場

年 度	H 2 9	H 3 0	R 1	R 2	R 3	R 4	R 5	R 6
設 計		基本設計 実施設計						
工 事				建設工事		R4.12 竣工		

(2) 公園整備（第3種陸上競技場を含む）

年 度	H 2 9 まで	H 3 0	R 1	R 2	R 3	R 4	R 5	R 6
設 計	基本構想・基本計画・基本設計・実施設計							
工 事	撤去工事	第3種陸上競技場		基盤整備工事		R4.12 竣工		

施設配置予定図



警備・消防防災業務の概要

状況	平常時	災害・事故発生時 〔事件・事故、妨害行為、火災等〕	大規模災害・突発重大事案 〔大地震、風水害、テロ等〕
体制	通常体制		
業務内容	<p>警備業務</p> <ul style="list-style-type: none"> ➤ 事前警戒・警備 ➤ 交通の誘導・整理 ➤ 入場者管理 ➤ 不審者、不審物件等に対する警戒 ➤ 雜踏警備 ➤ 迷子、遺失物等に対する対応 <p>消防防災業務</p> <ul style="list-style-type: none"> ➤ 火災の予防および消防用設備等の点検 ➤ 消防車両等の緊急車両の配備依頼 ➤ 避難場所等の周知 	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 通報・連絡 ➤ 初期対応(情報収集、避難誘導等) ➤ 犯罪等予告に対する対応 	<p>大規模災害・突発重大事案対策業務</p> <ul style="list-style-type: none"> ➤ 防災関係機関との連携 ➤ 避難誘導 ➤ 救急・救助活動 ➤ 情報の収集および提供

■実施場所

開・閉会式会場、競技会場、練習会場、宿泊施設、関連イベント会場およびその周辺

第74回国民体育大会における警備・消防防災業務の概要

1 会期 令和元年9月28日（土）～10月8日（火）

※水泳、バレーボール（ビーチバレー）、体操は会期前（9月7日から9月16日）に実施

2 総合開・閉会式の実施状況

(1) 会場 笠松運動公園陸上競技場（ひたちなか市）



(2) 参加者数（速報値）

（単位：人）

区分	実施日	選手・監督	大会関係者	観覧者	合計
開会式	9/28(土)	4,240	11,372	10,546	26,158
閉会式	10/8(火)	1,531	6,042	5,729	13,302

(3) 警備・消防体制

① 実施本部体制

（単位：人）

区分	開会式	閉会式	合計
警備消防 本部	県職員	363	201
	ボランティア	159	20
	自主警備委託業者	653	474
合計	1,175	695	1,870

② 消防本部配備状況

ア 那珂市消防本部

人員 11人（消防7、救急4）、車両3台（消防指揮車、消防タク車、救急車）

イ ひたちなか・東海広域事務組合消防本部

人員 10人（消防7、救急3）、車両3台（消防指揮車、消防タク車、救急車）

(4) 主な業務内容

- ① 自主警備業務
 - ・来場者の入場検査（ID確認、手荷物検査、金属探知機検査等）
 - ・会場内巡回警備、通行管理・規制、観客誘導
 - ・会場周辺の通行管理、交通規制
 - ・事故等発生時の連絡体制・初動対応等の事前決定、周知・訓練等の実施
- ② 消消防防災業務
 - ・会場内の火気点検、防災・避難誘導設備の確認
 - ・緊急車両の配備
 - ・災害発生時の連絡体制・初動対応（避難誘導、救護等）の事前決定、周知・訓練等の実施
- ③ 大規模災害・突発重大事案対策業務
 - ・発生における体制および対応方法の事前決定
 - ・関係者への周知

3 競技会場の実施状況

(1) 実施競技・参加者数（速報値）

（単位：人）

区分	競技数	参加者数
正式競技・特別競技	38	660,772
公開競技	5	7,797
デモンストレーションスポーツ	31	40,758
合 計		709,327

(2) 主な業務内容

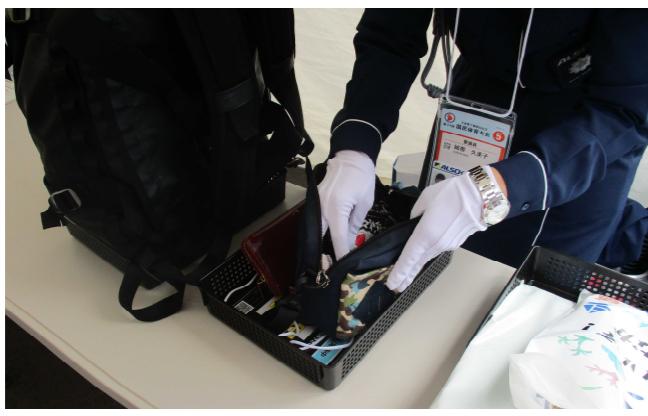
- ① 自主警備業務
 - ・来場者の入場管理（IDによる入場規制等）
 - ・会場内の警備、観客誘導
 - ・会場周辺の交通規制、誘導
 - ・事故等発生時の連絡体制・初動対応等の事前決定、周知・訓練等の実施
- ② 消消防防災業務
 - ・会場内の火気点検、防災・避難誘導設備の確認
 - ・緊急車両の配備
 - ・災害発生時の連絡体制・初動対応（避難誘導、救護等）の事前決定、周知・訓練等の実施
- ③ 大規模災害・突発重大事案対策業務
 - ・発生における体制および対応方法の事前決定
 - ・関係者への周知

総合開・閉会式での実施状況

ID 確認 (ID 確認ゲート 6箇所)



手荷物検査（入場口 10箇所）



緊急車両の待機



会場内巡回警備



会場内混雑状況



迷子・遺失物預かり所



会場周辺の交通規制



競技会場での実施状況

座席指定券による入場管理（水泳）



ID交付書による入場管理（卓球）



IDによる立入制限（テニス）



注意事項の掲示



緊急車両の待機（カヌー）



消防警備本部



交通規制（自転車）



沿道での観戦（トライアスロン）



交通警備（シャトルバス乗り場）



警備・消防専門委員会の主な審議事項およびスケジュールについて

年 度	内 容	
令和元年 (5年前)	<p>●警備・消防防災基本方針</p> <p>警備・消防防災対策の基本的な考え方を定める。</p>	
令和 2 年 (4年前)	<p>●警備・消防防災基本計画</p> <p>県および会場地市町が実施する業務の基本的事項を定める。</p>	
	<p>県</p> <p>国スポ：開・閉会式 障スポ：開・閉会式、競技会</p>	<p>会場地市町</p> <p>国スポ：競技会</p>
令和 3 年 (3年前)	<p>●開・閉会式等自主警備業務実施計画</p> <p>●開・閉会式等消防防災業務実施計画</p> <p>●開・閉会式等大規模災害・突発重大事案対策業務実施計画</p> <p>↓ 基本計画に基づき、各業務に関して必要な事項を定める。</p>	<p>●競技会場地自主警備業務実施計画</p> <p>●競技会場地消防防災業務実施計画</p> <p>●競技会場地大規模災害・突発重大事案対策業務実施計画</p>
令和 4 年 (2年前)	<p>令和 4 年度継続審議</p> <p>●会場管理運営要綱</p> <p>入場者等が遵守すべき事項を定める。</p>	
令和 5 年 (1年前)	<p>●開・閉会式等警備計画書（自主警備・交通警備）</p> <p>●開・閉会式会場防災計画書</p> <p>県が実施する自主警備、交通警備および防災対策に関する計画書を作成する（業務委託）。</p>	
令和 6 年 (開催年)	<p>●業務マニュアル</p>	

審議事項

第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会 警備・消防防災基本方針(案)

第79回国民スポーツ大会および第24回全国障害者スポーツ大会（以下「両大会」という）における警備・消防防災対策については、警察、消防防災、医療等の関係機関および団体等との緊密な連携のもとに、警備・消防防災体制の確立を図り、安全かつ円滑な両大会の運営が行われるよう万全を期するものとする。

1 警備対策

開・閉会式会場、競技会場、練習会場、宿泊施設および沿道等における事件・事故防止を重点とした適切な警備に関する諸対策を講じる。

また、両大会期間中には、関係機関および団体等の協力を得て、防犯対策を推進し、犯罪の防止に努める。

2 消防防災対策

開・閉会式会場、競技会場、練習会場、宿泊施設および沿道等における火災その他の災害予防ならびに災害発生時における情報収集・伝達、避難誘導、救急・救助、救急医療等に関する諸対策を講じる。

また、両大会期間中の火災その他の災害予防および発生時の被害軽減を図るため、関係機関および団体等の協力を得て、防火・防災意識の高揚を図る。

3 大規模災害・突発重大事案対策

滋賀県地域防災計画・国民保護計画および各会場地市町地域防災計画・国民保護計画を踏まえ、開・閉会式会場、競技会場、練習会場等での大規模災害および突発重大事案発生時には、関係機関および団体等と速やかに連絡調整を図り、情報収集・伝達、避難誘導、救急・救助、救急医療等に関する諸対策を講じる。

4 関係機関および団体等との連絡調整

県および会場地市町は、関係機関および団体等と緊密な連携を保つとともに、情報連絡体制を確立し、警備・消防防災対策の円滑な推進を図る。

第 79 回国民スポーツ大会・第 24 回全国障害者スポーツ大会 警備・消防防災基本方針（素案）にかかる意見照会の結果について

警備・消防防災基本方針（素案）について、各市町、警備・消防専門委員会委員の所属および全国障害者スポーツ大会専門委員会委員に意見を照会したところ、以下のとおり意見の提出があった。

箇所	意見提出者	意見	方針（案）への反映状況
1 前文	滋賀県障害者 スポーツ協会	(意見) また、両大会の運営外においても、参加者の安全の確保に万全を期するものとする。 (理由) 大会中の安全確保は当然のことであるが、茨城大会の教訓を踏まえ、大会が中止になった後においても、大会参加のために来県した関係者の安全確保は、その帰県まで大会本部の責任において万全を期すことを宣言すべき。	大会が中止になった場合の参加者の安全確保についても、両大会の運営に含まれていると考えていることから、修正しません。
2 3 大規模災害・突発重大事案対策	滋賀県障害者 スポーツ協会	(意見) また、会場外においても、参加者の安全の確保に万全を期するものとする。 (理由) 同上	大規模災害等は、県・市町の委員会だけでは対応できない大地震や風水害を想定していることから、この方針では競技会場や練習会場等の最低限の場所を記載しています。 なお、4 に記載とおり、会場外についても関係機関と連携して必要な対応を行います。
3 2 消防防災対策、 3 大規模災害・突発重大事案対策	彦根市	(意見) 「救急・救助」の後に「および救急医療」を追加 (理由) 前段において、関係機関の中に医療を含めていることから、鹿児島県の基本方針に倣い、医療の役割についても明記すべきと考える。	御意見を踏まえ、追加しました。